

1. 監査の目的

富良野広域連合の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。(富良野広域連合監査基準第1条第1項)

2. 監査の種類等

検査

(1) 例月出納検査 (法第235条の2第1項の規定による検査)

- ① 検査の期日 毎月25日
- ② 検査の方法 現金の出納事務について、関係書類を毎月15日頃までに提出させ、計数の確認、内容の点検など書類の検査を行う。
必要に応じて、担当職員への内容聴取を行う。財務事務の執行等に関わる確認点検内容は、定期監査と連携する。

審査

(2) 決算審査 (法第233条第2項による審査)

- ① 審査の方法 広域連合事務局から提出された決算書及び調書からの抽出により、関係書類の試査。必要に応じ担当部局への内容聴取。
- ② 審査の結果 審査結果は、意見を付して意見書にまとめ9月中旬に連合長報告。連合長より、第2回議会定例会に決算認定議案の決算書に添付し提出。

監査

(3) 財務監査

ア 定期監査 (法第199条第4項の規定による監査)

- ① 監査の対象 4月から9月末までの事務執行(収入、支出、契約、財産管理、団体会計事務等、工事監査含む)。部局を2年サイクルで実施。例月出納検査と連携し、必要に応じ対象を追加。
- ② 監査の方法 部局から監査資料の提出を求め、抽出により関係書類を試査。
必要に応じて部局への内容聴取及び実査を行う。
- ③ 監査の結果 監査結果は、指摘事項及び意見を付して報告書にまとめ、1月中旬に連合長報告し、第1回議会定例会に提出。公示及び富良野市HPに掲載。

イ 随時監査 (法第199条第5項の規定による監査)

- ① 監査の対象 定期監査の他、随時に監査の必要があると認める財務事務の執行。
- ② 監査の方法・結果 定期監査に準じて実施。

(4) その他 財政援助団体等監査(法第199条第7項)、行政監査(法第199条第2項)については、必要があると認めるときに随時実施。

3. 令和2年度監査等年間実施予定

監査の種類等		実施時期	報告
検査	例月出納検査 <必須>	毎月25日	議会及び連合長 (定例会報告)
審査	決算審査 <必須>	年1回 8月～9月上旬	連合長 (連合長報告(9月))
監査	財務監査		
	定期監査 <必須>	年1回(原則部局2年毎) 11月～12月下旬	議会及び長等 (連合長報告(1月)、2月定例会報告)
	随時監査 <任意>	必要と認めるとき	議会及び長等 (随時)

4. 会議・研修会等への参加

① 全国都市監査委員会

- ・ 会員都市 791市・23組合等(令和元年7月現在)
- ・ 総会及び事務研修会 令和2年8月27・28日(広島市)

② 北海道都市監査委員会

- ・ 会員都市 35市・2企業団・1広域連合(令和2年2月現在)
- ・ 総会及び委員研修会 令和2年7月16日(美唄市)
- ・ 実務研修会 令和2年11月6日(江別市)
- ・ 事務局長会議 令和2年11月下旬(札幌市)

③ 道北地区都市監査委員協議会

- ・ 会員都市 富良野市・旭川市・士別市・名寄市・稚内市・留萌市
富良野広域連合
- ・ 委員協議会 令和2年11月(旭川市)
- ・ 職員研修 令和2年7月(士別市)
- ・ 事務局長会議 令和2年10月(士別市)

④ 富良野地区監査委員協議会

- ・ 会員 富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村
富良野広域連合
- ・ 総会 令和2年7月頃(占冠村)
- ・ 研修 未定(未定)